

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	目的外使用等の禁止
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市徳山駅前賑わい交流施設条例第10条
基準規定	
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続条例第 1 3 条第 2 項第 5 号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	使用の許可の取消し等
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市徳山駅前賑わい交流施設条例第11条
基準規定	周南市徳山駅前賑わい交流施設条例施行規則第9条、第15条
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	飲食施設の使用料
処分権者	市長
根拠規定	周南市徳山駅前賑わい交流施設条例第12条第2項～第4項
基準規定	周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例本則
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	交流室等の利用料金
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市徳山駅前賑わい交流施設条例第13条第2項、別表第1、別表第2
基準規定	周南市徳山駅前賑わい交流施設条例施行規則第10条
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	原状回復等
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市徳山駅前賑わい交流施設条例第16条第2項～第3項
基準規定	
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第5号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	損害賠償
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市徳山駅前賑わい交流施設条例第18条
基準規定	周南市徳山駅前賑わい交流施設条例施行規則第18条
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	指定管理者の指示
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市徳山駅前賑わい交流施設条例施行規則第14条
基準規定	
処分基準	上記の施行規則の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第5号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	入館の制限
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市徳山駅前賑わい交流施設条例施行規則第17条
基準規定	
処分基準	上記の施行規則の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第 1 3 条第 2 項第 5 号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	利用の禁止又は制限
処分権者	指定管理者、市長
根拠規定	周南市徳山駅前広場等条例第5条、第16条
基準規定	周南市徳山駅前広場等条例施行規則第12条
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第5号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	使用の取消し等
処分権者	指定管理者、市長
根拠規定	周南市徳山駅前広場等条例第8条、第15条、第16条
基準規定	
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第 1 3 条第 2 項第 5 号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	使用料
処分権者	指定管理者、市長
根拠規定	周南市徳山駅前広場等条例第9条、第15条、第17条、別表
基準規定	周南市徳山駅前広場等条例施行規則第6条、別表第1
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第 1 3 条第 2 項第 4 号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	原状回復
処分権者	指定管理者、市長
根拠規定	周南市徳山駅前広場等条例第12条、第15条、第16条
基準規定	
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第5号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	権利譲渡等の禁止
処分権者	指定管理者、市長
根拠規定	周南市徳山駅前広場等条例第13条、第15条
基準規定	
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続条例第 1 3 条第 2 項第 5 号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	損害賠償
処分権者	指定管理者、市長
根拠規定	周南市徳山駅前広場等条例第14条、第15条
基準規定	周南市徳山駅前広場等条例施行規則第11条
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	